

○司会（吉川） それでは、ただいまから「米国産牛肉輸出認定施設の現地査察結果についての説明会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

私は、本日の司会役を務めさせていただきます、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課の吉川と申します。よろしくお願いいたします。

地球温暖化防止と省エネルギーのため、本年度も6月1日から9月30日までの期間、政府全体として、いわゆるクールビズに取り組んでおります。本日の説明会も、クールビズとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の説明会の趣旨でございますが、厚生労働省と農林水産省は、米国における牛肉の対日輸出プログラムの遵守状況を検証するため、5月13日から28日まで対日輸出認定施設27施設及び認定予定施設1施設の28施設に対し、現地査察を実施いたしました。この結果を受け、対日輸出プログラムの遵守についての検証期間を終了したところでございます。本日の説明会では、この現地査察の結果等について、消費者、事業者など関係者の方々に対して説明をし、皆様の御理解を深めていただきたいと思いますと考えております。

では、まず初めに、配付資料の御確認をお願いいたします。

本日の配付資料といたしましては、議事次第、座席表、資料として説明のスライドをプリントアウトしたものを御用意しております。

そのほかに、参考資料1と2というものが封筒の中に入っております。

また、アンケートが入っていると思いますが、こちらは、今後の御参考にさせていただきますと考えておりますので、御記入いただきまして、お帰りの際に、回収させていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

資料に不足がございましたら、挙手いただきまして、お知らせくださいますようお願いいたします。

続きまして、本日の進行について御説明いたします。

まず、厚生労働省蟹江課長補佐から、対日輸出認定施設の現地査察結果等について、50分程度説明をいたします。その後、休憩をとらせていただきまして、質疑応答に移りたいと思います。本日、この説明会の終了は、16時を予定をしております。

それでは、厚生労働省の蟹江課長補佐から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

（P P）

○蟹江監視安全課課長補佐 厚生労働省の蟹江でございます。スライドに沿って説明をさせていただきますと思いますが、見つらい場合には、お手元の資料の方で、御確認をしていただければと思います。

それでは「米国における食肉処理施設の現地査察結果などについて」御説明をしたいと思います。

（P P）

まず、本日説明する内容でございますが「1. 輸入手続き再開以降の経緯について」簡単に御説明をした後に「2. 米国における対日輸出施設の現地査察結果について」御説明をさせていただきます。

最後に「3. 『日本政府及び米国政府による対日輸出証明プログラムの検証期間終了についての共同記者発表』について」の内容を説明させていただきます。お手元の資料には、参考資料等もございますので、適宜ごらんをいただければと思います。

(P P)

まず「1. 輸入手続き再開以降の経緯について」でございます。

(P P)

米国でBSE感染牛が確認されて以降、日米間で継続的に協議の実施をしてまいりました。過去の経緯でございますので、簡単に御説明させていただきますが、その後、食品安全委員会への諮問、答申を受けまして、平成17年12月12日に米国産牛肉等の輸入の再開を決定したという経緯でございます。

(P P)

その後、平成18年の1月20日、せき柱を含みます米国産子牛牛肉が成田空港で発見されまして、直ちに米国産牛肉の輸入手続きの停止をいたしました。その後、日米の専門家会合、全国10か所での意見交換等の実施をしまして、日米局長級のテレビ会合の結果を共同記者発表という形で公表をしております。

その後、平成18年の7月27日でございますけれども、対日輸出認定施設35施設、これはすべてですが、その現地調査結果を踏まえまして、輸入手続きの再開を決定をし、その後、説明会等も行っております。輸入手続き再開後、平成18年11月～12月にかけては、対日輸出認定施設8施設のうち2施設につきましては、米国の抜き打ち査察に同行をし、その結果について公表をしております。

今年、平成19年の5月に、対日輸出認定施設27施設、新規認定予定の施設1施設につきまして、現地査察を実施し、その結果を公表しております。この結果につきまして、後ほど、詳しく御説明をさせていただきます。

(P P)

既に御承知かもしれませんが、日本向けの輸出プログラムの概要ということで、まず日本向け牛肉の主な条件、3つございます。1つが、特定危険部位はあらゆる月齢から除去をする。20か月齢以下と証明されます牛由来であること。3番目として、処理から出荷まで、他の牛肉等と識別されていること。これが大きな条件になります。対象輸出可能品目でございますけれども、カット肉、内臓となっております。ひき肉や加工品、こういったものについては、輸出プログラムの対象外ということで輸出ができません。

(P P)

このスライドは、対日輸出プログラムの遵守状況の評価ということで、全体の関係図でございますけれども、まず、対日輸出の認定施設におきましては、対日輸出プログラムの

文書化、記録を管理する。こういったことが必要でございます。

役職員の研修を実施して、そのプログラムに合った形で処理することが求められております。この施設につきましては、米国農務省のAMS、日本語では農業販売促進局とっておりますけれども、このAMSが施設の認定を行っております。

定期的な査察と日本に輸出可能な品目リスト、適格品リストと呼んでおりますけれども、各施設ごとの適格品リストの承認を行っております。これは主な業務の内容でございます。

一方、米国農務省の中にもう一つ、局がございまして、FSIS、日本語では食品安全検査局とっておりますけれども、ここは、この検査官が各施設で食肉検査を実施しておりますけれども、そのFSISの検査官の研修の実施、対日輸出証明書への署名。それと査察の実施といったことを行っております、それぞれ連携をして対日輸出認定施設の管理、監督をすることによって、輸出プログラムの遵守状況の確認をしておるとい体系でございます。

(P P)

先ほど、経緯の中でも御説明をいたしましたけれども、2006年1月20日せき柱付きの子牛の肉が成田空港に到着したという事案でございます。事案の概要でございますけれども、輸入再開直後に発生をした。特定危険部位であるせき柱が付いておったということ。米国農務省(FSIS)の証明書付きで貨物が到着をしたということでございます。

その具体的な中身につきましては、施設の従業員が、対日輸出プログラムを理解しておらず、マニュアルに違反して特定危険部位を除去せずに出荷をしたということが確認をされております。

もう一つが、FSISの職員が、対日輸出プログラムを熟知しないまま対日輸出証明書に署名をしたということが調査でわかっておりまして、同様の違反が繰り返し起こる可能性があったということで、米国の対日輸出プログラム全体の問題が疑われたため、輸入手続を全面停止したという経緯でございます。

(P P)

その事案を踏まえまして、3つほど書いて整理しておりますけれども、強化策でございます。まず「1. 施設の措置」といたしまして、対日輸出可能な品目リスト、適格品リストの作成をする。SRM除去ですとか、対日輸出プログラムに関します手順の文書化と管理。役職員に対する対日輸出プログラムの研修。こういったことを実施をするということでございます。

「2. AMSの措置」でございますけれども、施設の役職員に対します、対日輸出プログラムの理解度を確認する。対日輸出適格品リストを確認し承認をすること。通常査察と抜き打ち査察を実施するという措置でございます。

もう一つの米国農務省の「3. FSISの措置」といたしまして、FSIS検査官の研修の実施。輸出証明書に署名するわけですけれども、その際に、対日輸出適格品かどうかの確認を実施するというところでございます。それから、抜き打ち査察の実施、大きく整理

しますと、こういった形で整理することができると思います。

(P P)

以上が経緯でございます。ここからが、米国におきます対日輸出施設の現地査察、今年
の5月に行いました現地査察の結果につきまして、御説明をさせていただきます。

(P P)

調査期間と実施方法でございますけれども、実施期間といたしましては、5月13日から
28日間、対日輸出認定施設27施設、新規認定予定施設につきまして、厚生労働省と農林
水産省3チームに分かれまして、査察の実施をしております。

現地での確認内容でございますけれども、まず対日輸出プログラムの内容、H A C C P
プランです。対日輸出された製品に関します記録。記録の内容といたしましては、生体の
受け入れから始まりまして出荷するまで、月齢確認の記録ですとか、特定危険部位除去の
記録です。部分肉処理の記録、出荷の記録。こういった記録につきまして、確認をしてお
ります。

それから、施設の中に立ち入りまして、その作業現場、作業しているところも同じよう
な受け入れから出荷の一連の流れにつきまして、施設内で確認をしております。

(P P)

こちらのスライドは、その対日輸出認定施設の一覧ということでございますけれども、
この黄色い網掛けがあるところは、今回、査察を行った施設でございます。水色のところ
が、昨年11月～12月にかけて、8施設について査察を行った施設でございます。
一番下の18番の施設につきましては、現在、動いておりませんので、36ございませ
けれども、1施設が認定予定、1施設が閉鎖、それ以外は稼動しておる、そういうことになり
ます。

(P P)

具体的な査察の結果でございます。

(P P)

概要といたしましては、一部の施設に指摘事項があったものの、いずれも対日輸出条件
に影響するものでなかったということで、トータル28施設中、指摘事項がなかった施設が
22施設。指摘事項があった施設が6施設という結果でございました。

(P P)

指摘事項の内容でございますけれども、肝臓の箱詰め工程で、舌のラベルが張られた箱
が使われておったということでございましたけれども、問題の箱は直ちに取り除かれたと
いうことで、この施設側で確認をしたものでございますが、改善措置もとられたという結
果でございます。

(P P)

もう一つが、実際に対日輸出は行われていませんでしたけれども、あるいはその予定も
ない状況でございましたが、内臓が対日輸出適格品リストに掲載されておったということ

で、それらについては、マニュアルに取り扱いの記載がないなどの事例があったという結果で、これも施設側の改善措置がとられております。

(P P)

それから、全体的な話として、混載などの再発防止に向けて米国側に要請した内容が2つございます。1つは、内臓につきましては、牛肉、肉の部分です。牛肉に比べまして、包装区分管理、ラベルの貼付など手作業が多いことから、施設側の出荷段階での確認の徹底をすること、これに焦点を当てて検証を行うということの要請をしております。

もう一つでございますが、特別な作業や区分管理を必要とする製品を適格品リストに新たに掲載する場合には、適格品リストの承認や査察により処理手順に加えて施設設備の整備ですとか、あるいは従業員の訓練について確認をするという、新たにリストに品目を追加して輸出をする場合には、こういった処理手順等、あるいはその設備、トレーニング、そういったことについて確認をするということを米国側に要請をしております。

(P P)

これは参考でございますけれども、部分肉の工程の例でございます。部分肉につきましては、これはせき柱の除去の工程で、手作業で除去をしておりますけれども、その除去した後、肉の部分ベルトコンベアに乗せて、真空パックをして箱詰めをする。そういった流れ作業で行っております、その段階で箱にラベルを付けます。ここには、製品コードですとか、いろんなバーコードで情報が管理されておまして、そのバーコードによって、自動的に保管場所に輸送されて搬入されるというシステムになっております。

(P P)

一方、内臓、これは舌、タンの箱詰めの状況でございますけれども、ある一定区画にその箱詰めをするタンを持ってきまして、そこでラッピングです。ラッピングを1つずつして、それをその場で箱詰めにして梱包するというので、先ほどの部分肉とは少し手作業の部分が多いということで、先ほどの要請を米国側にしております。

(P P)

こちらは、出荷の前のチェックの例でございますけれども、こういったラベルは、専用の保管庫で管理されておりますが、ここの施設は、日本向けにつきましては、周りをオレンジ色で識別をしております。これは日本向けに限ってですけれども、オレンジ色で縁がとられておるというラベルを使用しています。

パレットに肉の入った箱を積んでいくわけですがけれども、その段階で、バーコードで1箱ずつスキャンをして確認をするというような方法が取られておりました。

(P P)

以上が簡単でございますけれども、査察の結果でございます。その査察の結果も、含まれますけれども、日本政府及び米国政府によります対日輸出プログラムの検証期間終了について、共同記者発表をしております。その概要につきまして、御説明をさせていただきます。

(P P)

これは、先ほどの同じスライドでございます。施設と AMS、F S I S の関係。もう一度これをごらんいただければと思います。

(P P)

まず、米国側のとった措置をまとめております。

(P P)

米国側の措置といたしまして、まずすべての対日輸出認定施設のとった措置でございます。1つ目が、対日輸出が可能な製品リスト、適格品リストとっておりますが、これの作成、更新。

S R M 除去やその他の対日輸出プログラムに関連した手順の文書化をして管理をすること。

関係する役職員に対して、対日輸出プログラム要件に関する研修の実施をするということが施設がとった措置でございます。

(P P)

それから、米国農務省の AMS のとった措置でございます。まず、対日輸出認定前に、マニュアルの妥当性ですとか、施設の役職員が、対日輸出プログラムを理解しているかどうかについて確認をする。

各対日輸出認定施設につきまして、適格品リストの維持管理をすること。

対日輸出プログラムを有する施設、認定施設でございますけれども、年2回の査察を実施をすること。

共同記者発表の段階で8回の抜き打ち査察が実施をされておったということでございます。

(P P)

農務省の F S I S、食品安全検査局の措置の概要でございますけれども、検査官に対します対日輸出プログラムの研修の実施をすること。研修終了後は、試験を受けまして、その合格が義務づけられております。その研修の修了自体は、F S I S の研修データベースに記録がされております。

この各施設におります検査官のその試験の合格の状況につきましては、今回の査察ではなくて、昨年、輸入手続きを再開する前に、全施設の調査を行っておるわけですが、その段階で、全ての施設においてその研修が終了して、試験に合格をした検査官が配置されているということの確認をしております。

対日輸出検査証明書の発行前に、施設の適格品リストに掲載されていることの確認をする。F S I S におきましても、8回の抜き打ち査察が実施されたということでございます。

(P P)

米国側の措置の総括、まとめてございますけれども、まず、AMS につきましては、通常及び抜き打ち査察を通じまして、施設が対日輸出プログラムを適切に運営していること

等を確認をする。

F S I S は、検査官の研修を実施するとともに、検査官は、輸出証明書の発行に当たって、施設及び製品が対日輸出適格であることを確認をしておく。

4 件の混載事案に関しまして、これは後ほど、4 件の内容につきましても御説明をいたしますけれども、報告書の提出により、これらの事案の原因が当該施設の個別の問題であり、効果的な改善の措置がとられたことの確認をしたという、こういった措置がとられておるといふことでございます。

(P P)

ここからは「日本側のとった措置」を整理してございます。

(P P)

まず「輸入手続き再開前の現地調査」でございます。対日輸出認定施設 35 施設の現地調査を、昨年、2006 年 6 月 24 日～7 月 23 日まで、約 1 か月をかけて行いました。現地調査では、特段の指摘事項のなかった施設と、是正措置の講じられた 34 施設につきましては 2006 年 7 月 27 日に、対日輸出施設として認定されておる。

残りの 1 施設は、これは調査の段階では、企業合併によりまして、プログラム等の変更手続中ございました。それにつきましては、フォローアップの調査をして、その手続が終了したことの確認をもって、2006 年 8 月 15 日に対日輸出認定施設として認定。トータル 35 施設が認定をされておるといふことでございます。

(P P)

それから、輸入手続再開後の査察と、米国農務省によります抜き打ち査察への同行ということで、現地査察につきましては、2006 年 11 月 26 日～12 月 13 日までの間に、抜き打ち査察への同行した施設は 2 施設ございますけれども、その 2 施設を含めて、8 施設について査察を実施しております。

こちらは、先ほど結果の御説明をいたしました 5 月 13 日～28 日で、対日輸出認定施設 27 施設と新規認定予定の施設 1 施設、合計 28 施設につきまして査察を実施したということでございます。

(P P)

まず、日本が行いました現地査察では、対日輸出プログラムのシステム上の問題は発見されませんでした。混載事例のありました施設におきましては、米国側におきまして、原因究明、再発防止措置が適切に実施されていたということの確認をしております。

今後の混載などの不適格品出荷の再発防止に向けて、出荷段階でのチェック体制の強化等を米国側に要請をしたということ。先ほども少し御説明しましたけれども、特に内臓につきましては、施設の出荷段階の確認を徹底すること。AMS の査察においても、そういった部分について特に検証をするということの要請をしたということでございます。

(P P)

これは、日本側の措置で「水際での検査」の状況でございます。2006 年 7 月 27 日に輸

入手続の再開をいたしまして、それ以降に、これは5月末の時点でございますけれども、約125万箱の内臓も含みます牛肉等が輸入されまして、まず、輸入業者によります全箱確認、厚生労働省の検疫所、農林水産省の動物検疫所の検査を実施をしております。

この間、衛生証明書に記載のない4件の個別の混載事例が確認されましたけれども、対日輸出プログラムのシステム上の問題は発見されませんでした。

(P P)

それから、日本側のとった措置の1つでございます。輸入業者に対しまして、対日輸出プログラムの指導と周知徹底でございます。まず、輸入業者等を対象として、米国産牛肉の対日輸出プログラムに関する説明会の開催をしております。これは、2006年7月5日と8月2日に行っております。

検疫所及び動物検疫所におきます、輸入業者等への説明会の開催、マニュアルの配布。これは、輸入業者の方に全箱確認を実施していただく際に、参考となる写真ですとか、そういった全箱確認に必要な情報をマニュアル化したもの。こういったものの配布をする。

輸入検査の基準の通知、こういったものを通じまして、対日輸出プログラムの周知徹底を行ったということでございます。

(P P)

日本側のとった措置のまとめ、総括でございますけれども、2006年6月～7月の35施設すべての施設の現地調査に基づいて入手続の再開をしたということです。

現地査察、輸入時の検査、輸入業者による全箱確認、こういったものを通じて、対日輸出プログラムの遵守状況について検証を行い、システム上の問題は発見されなかったということでございます。

(P P)

混載事例につきまして、米国側が行った原因究明、再発防止措置を検証しまして、当該施設の個別の問題ということの確認をし、改善措置が適切にとられておるといったことの確認をしております。

(P P)

混載事例の具体的な対応でございます。4件の混載事例をまとめた表でございますが、まず、施設名、公表日と事案の概要ということで整理をしております。

まず、1つ目が「『胸腺』の混載事案」ということで、衛生証明書には、この「胸腺」自体は記載がなかったということです。この「胸腺」自体は、20か月齢以下の牛に由来するものであって、適格品リストに登録すれば輸出が可能であったということの確認をしております。

2つ目は「『牛ばら肉』の混載事案」でございます。これも、衛生証明書に記載のなかった品目でございます。この当該品につきましては、20か月齢以下と証明できる牛由来ではない可能性があったということでございます。

3つ目は「『牛タン』の混載事案」でございます。これも衛生証明書に記載がなかった

貨物でございますけれども、こちら先ほどの牛ばら肉と同様に、20 か月齢以下と証明できる牛由来ではない可能性があったということです。

最後が「『センマイ（第三胃）』の混載事案」でございます。これも衛生証明書に記載がございませんでした。これは、20 か月齢以下の月齢証明牛由来である可能性が極めて高いということが調査の結果でわかっております。

（ P P ）

こういった混載事案に対します米国側の対応でございますが、米国政府、米国農務省の A M S でございますが、現地調査によって原因を究明をすること。当該施設による原因に対応した改善措置の実施、それを米国政府が確認をすること。日本側への調査報告書の提出。こういった調査報告書につきましては、仮訳を作成して、その都度、公表しておるといふことです。

（ P P ）

混載事例の一例として、先ほどの牛ばら肉の事例でございますけれども、原因といたしましては、パレットに箱を積んで、担当者がスキャナーで1箱ずつスキャンをするわけですが、そのときに、日本向けでない箱が積んでありますと、エラーメッセージがスキャナーに出ます。それを無視をして、日本向けの貨物のパレットに載せて、そのまま出荷されたということが原因であったということです。

その改善措置でございますけれども、適格品の確認を行う従業員の再トレーニング、パレットに積む段階、出荷時の全箱スキャンの実施ということでございます。

それから、スキャナーのシステムの変更、異常時に停止と書いてありますけれども、当初は、日本向けでない箱をスキャンするとエラーメッセージが出て止まるんですけども、それを解除するのがそのスキャンの担当者でできたわけです。改善は、そのエラーメッセージが出てスキャンが止まると、その担当者では、それは解除できないようなプログラムにして、その特定の責任者に確認をしないとそのスキャンが再起動しないというようなシステムに変更したということを確認しております。

出荷の前の製品コード確認体制を、2人から3人に強化をしたという体制の確認をしております。

（ P P ）

それで、日本側の混載事案に対する対応でございますけれども、混載の確認があった段階で、まず輸入手続の保留をいたします。これまでの事例ですと、動物検疫所によります当該貨物の全箱検査の実施をいたしまして、その事実関係を確認をできた後、混載について公表をしております。

その米国側からの原因究明と改善措置の実施について、調査報告書を受けまして、事案の性質に応じて現地査察の実施も含めて対応をしてきております。原因が当該施設の個別の問題であることですか、改善措置が適切に実施されていることが確認できれば、輸入手続の保留を解除しております。

(P P)

混載事例のありました施設につきましては、輸入手続の保留を解除。これは先ほどの4事例につきましてですけれども、最初の1事例につきましては、2006年の12月26日、残りの3つの事例につきましては、今年の6月13日に保留を解除しておるということでございます。

(P P)

それから、混載事例の対応といたしまして、日本側としては、米国政府に対して、全対日輸出施設におけますチェック体制の強化を指導するように要請をし、そのチェック体制について5月の現地査察において検証をしております。

日本側が認定リストから除外するように要請をしておりましたタイソン社のレキシントン工場に関しましては、米国側からリストからの除外が適応されるのは、当該施設が食品安全の原則に反した場合、あるいは対日輸出プログラムの認定要件に適合しない場合ということで回答を得ております。

(P P)

検証期間の評価などということで整理しております。

(P P)

AMSとFSISによる対日輸出プログラムの遵守状況の確認を米国側の検証ということで、実施をして確認をしておるということでございます。

日本側の検証としては、現地査察ですとか、あるいは輸入時の検査、輸入業者による全箱確認によりまして、対日輸出プログラムの遵守状況を確認をするということをもって検証をしております。米国の対日輸出プログラムの遵守状況につきましては、システム上の問題は発見はされませんでした。

混載事例につきましては、当該施設の個別の問題でございまして、改善措置が適切に措置されているということを確認をしております。日米両政府は米国側の対日輸出プログラムの遵守状況について確認をして米国側のシステムが機能しているという認識を共有をしたということでございます。

(P P)

今後の措置でございます。

(P P)

米国側の今後の措置でございますけれども、米国農務省は、日本政府と連携をして対日輸出施設の現地査察を実施をするということです。

抜き打ち査察につきましては、引き続き実施をするということです。

(P P)

対日輸出プログラムの遵守の確保ということで、米国農務省は、適格品リストの承認など、対日輸出プログラムの遵守を確保するための管理を引き続き行うということです。FSISの検査要件と日本の輸入条件に基づいて、対日輸出証明書を引き続き発行するとい

うことです。

(P P)

米国側の今後の措置として、新規認定の開始でございます。米国農務省は、新規の対日輸出施設の認定を開始をするということ。その認定をして、対日輸出認定施設リストに変更があった場合には、速やかに日本側に通知をするということです。

不適格品の出荷された場合の対応でございますが、輸出不適格な製品の出荷が米国農務省に通知された場合には、米国農務省は、原因究明と改善措置を適切に実施をするということでございます。

(P P)

日本側の今後の措置の整理をしております。

(P P)

まず、輸入時の検査でございますけれども、検疫所と動物検疫所におきまして、これまでの対日輸出実績や過去の問題発生状況を踏まえて、輸入時検査の実施をし、引き続き、米国産製品の対日輸出プログラムの遵守を検証をするということでございます。

現地査察の実施でございますが、日本政府は、引き続き、現地査察を通じて、米国内の食品安全条件、対日輸出プログラムの遵守を検証をするということでございます。

(P P)

日本側の措置として「輸入業者等への指導」でございます。検疫所及び動物検疫所におきまして、改めて、輸入業者に対して、対日輸出プログラムの遵守について指導・周知徹底をするということです。

その具体的な内容でございますけれども、まず、輸出元への対日輸出プログラムの遵守の確認をしていただくこと。日本に貨物が到着して、倉庫に搬入する際には、ラベルを確認をすること。国内流通段階での検品の徹底をすること。問題が確認された場合には、行政機関に速やかに通報するという、こういった内容について、指導あるいは周知をしております。

(P P)

これは、食品安全基本法の中に、食品関連事業者の責務ということで、第8条でございますけれども、規定がされております。ごらんいただければと思います。

(P P)

日本側の措置、不適格品出荷への対応ということでございますけれども、日本政府は、米国農務省の原因究明ですとか、改善措置を踏まえて、査察の実施も含めて事案の性質に応じた適切な措置の実施をするということでございます。

(P P)

以降は、参考資料を後ほどごらんをいただければと思います。

(P P)

2004年の日米共同記者発表の骨子。

(P P)

それから、以前、説明会をさせていただいたときに、食肉処理の流れについて、写真を入れて、御説明しております。

(P P)

そのときの写真入りの説明資料でございます。

(P P)

それから、検疫所におきます輸入時の検査の抽出基準。

(P P)

動物検疫所におきます輸入時の検査の抽出基準。これは後ほどごらんいただければと思います。

説明につきましては以上でございます。

○司会（吉川） ありがとうございます。

それでは、ここで、10分ほど休憩をとらせていただきたいと思います。15時5分に再開とさせていただきます。それまでにお席にお戻りくださいますよう、お願いいたします。

(休 憩)

○司会（吉川） それでは、これより質疑応答に移ります。その前に、私の方から、本日の出席者を御紹介いたします。

皆様からごらんになりまして、右側から御紹介をさせていただきます。

農林水産省消費・安全局動物衛生課の沖田課長補佐です。

農林水産省消費・安全局動物衛生課の姫田課長です。

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室の道野室長です。

先ほど説明いたしました、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課の蟹江課長補佐です。

最後に、厚生労働省大臣官房中林参事官です。

質疑応答の議事進行及び閉会までの以降の進行につきましては、中林参事官にお願いいたします。

○司会（中林参事官） それでは、ただいまから、質疑応答に移ってまいりたいと思います。私の方で進行させていただきますけれども、この進め方でございますが、まず御発言される方は挙手をお願いしたいということでございます。係の者がマイクをお持ちいたします。これは1つお願いでございます、決して強制ではございませんけれども、もし差し支えなければ、お名前あるいは所属、そうしたことをお話しいただければと思うわけであります。

また、今日はたくさんいらっしゃいますし、恐らく、さまざまな御質問等があるかと思っております。できるだけ多くの方々に発言していただきたいという趣旨もでございますので、申し訳ございませんけれども、1回の御発言、これは2分以内という形でお願いしたいと思います。

私の方で、1分半経過したときに、ベルを1回鳴らします。このベルが鳴りますと、御質問の方をまとめていただきたいと思うわけでありまして、また、2分経ちますと、2回ベルを鳴らしますので、2回鳴りましたら、マイクの方を戻していただきたいと思います。

なお、行政からの回答、発言でございますけれども、言葉が足りずに誤解があつては困りますので、あえて時間は区切りませんが、できるだけ簡潔にお願いしたいということでございます。

それでは、いろいろ御質問等あろうかと思ひます。これから、始めたいと思ひます。フロアの方から御意見をどうぞ。

そちらの前の方。

○参加者1 どうも御説明ありがとうございました。東京マイコープの原と申します。最初に、査察御苦勞様でしたということですが、せつかく査察してきていただいて、水かけるわけではないんですけれども、やはり査察の実効性にちょっと疑問があるということで、これは査察にいらっしゃる前にも申し上げたんですけれども、あちらで用意されたところに案内されて査察をしても、実効ある査察はできないのではないかとということで、大分前に「マルサの女」という映画がございましたけれども、あれを1度見てからもう一度行ってきていただいたらいかがでしょうか。そういう、実効ある査察ということを見ると、やはり日本側による抜き打ち査察を是非していただきたい。そこにアメリカの方に同行いただくようなことを考えていただきたいということです。

19ページに、4件の混載事例があつたということで報道がされてはいますがけれども、これは目に見える違反があつてわかつたわけですが、当然、目に見えない違反がたくさん水面下にあつたのではないかとということで懸念をしております。今後、そういうことについて、きちんと見つけられるようなシステムをつくっていただきたい。対日プログラムのシステム上の問題は発見されなかつたということで御報告ありましたが、システム上の問題を発見できることができなかつたということかもしれませんので、きちんとそういう検証をしていただきたいということです。

アメリカの飼料規制が全く改善されていないということについて、大変強い懸念を持っています。それで、OIEの総会で賛成をされたということについて、ちょっとけげんに思っているんですけれども、アメリカ側に、きちんと要求をすべきところはしていただきたいと思うわけです。

済みません、最後に一言だけ申し上げたいのですが、新聞に、条件緩和についてこれから具体的に議論を始められますというようなことが書いてございました。勿論、皆さん、今日はそういう説明がございましたし、そういうおつもりもないとは思いますが、新聞にそういうふうに書かれるということについて、言論は自由ですので何を書いても自由なんですけれども、そういう誤解を受けないように、行政としてそういうことではありませんよということを、きちんと意思表示をしていただきたいというのをお願いします。

○司会（中林参事官） どうもありがとうございました。まず、4点あったわけでございますけれども、最初の2点、抜き打ちの話。見つけれないものもあるのではないかとこの御指摘。この辺りについて、道野室長いかがでしょうか。

○道野輸入食品安全対策室長 では、済みません、座ったままでよろしいでしょうか。

まず、実効性ある査察ということで、抜き打ち査察をするべきだということですが、勿論、御承知のとおり、去年の11月、12月には、米国側の抜き打ち査察に同行という形で2施設対応したところですが。けれども、やはり強制的な立ち入り権限というような観点から言うと、公的権力の行使と役所的には言うわけですが、そういったことをやはり他国で行使するということは、法律的な根拠もないし、それはなかなか日本側の権限でアメリカの国内でそういった権限を行使するというのは非常に難しいというか、できないと思います。

これは、日本がアメリカにも和牛肉を輸出しているわけですが、アメリカ側が日本に来て査察する場合にも、事前に通告をして日本側に同行していくという形をとっています。

そういったことで、抜き打ち査察の同行については、そういう意味で言うと、まだ日本側の方が対等な関係というよりは、もう少し踏み込んだところまで今、確保しているという状況でして、そういった現状がありますので、なかなか、アメリカに行って、事前通告なしに日本側が権限行使するというのはちょっと難しいと思いますので、ただ我々として、やれることについては今、こういった形で対応しているということを御理解いただければと思います。

あと4件の違反と言いますか、混載事例の問題でありますけれども、勿論、輸入時に見て見つかるものというのは確かに限界があるということもあります。ただ、対日輸出プログラムを遵守して日本に適したものを出すということについては、基本的には米国側の責任。責任がちゃんと履行されているかどうかということを確認をする。逆の場合は、当然、役割は逆になるわけですが、そういう関係にあるわけです。したがって、その輸入時に見てわからないものということになると、やはり査察に行ってみるといふしかないわけですが、今回も、先ほど説明にありましたけれども、既に対日輸出実績のある施設については、その対日輸出品を処理したときのSRMの除去を施設側でモニタリングをして問題がなかったかどうかというのをチェックをしています。記録が残っていますのでその記録を検証する。

あと、月齢確認は2つのやり方があります。A40というやり方と、月齢確認監視員、それぞれについて、日本向けの処理のときにそういったものが適切に管理されていたか、これについても記録の確認をする。日本側の輸入時に見つからない、輸入時の検査の限界というものについては、そういった形で、日本側で現地にて検証する。そういった対応をとっています。

○司会（中林参事官） ありがとうございます。あと、2つほどございまして、飼料規

制に関連してO I Eの話。新聞報道の話もございますけれども、もし差し支えなければ併せてどうぞ。

○姫田動物衛生課長 O I Eの総会で、アメリカの飼料規制についてなぜ賛成したかというようなことでございます。まず、O I Eの科学委員会、これはいわゆる純粹の科学者から成る委員会でございます。

そこで、まず原案として、アメリカのB S Eのステータス、管理されたリスクの国、これは無視できるリスクの国、これは具体的に言うと、アルゼンチンとかウルグアイとかオーストラリアとかニュージーランドとかが入るわけです。そういうような国、管理されたリスクの国として、アメリカ、カナダ、台湾などが入ったところですよ。

そして不明なリスクの国に分類されるわけですが、アメリカはその管理されたリスクの国になって分類され、原さんおっしゃったように、科学委員会からのコメントとして、飼料規制の遵守について一定の改善が見られるが、交叉汚染の可能性は存在することから、動物用飼料からS R Mを除去することについて、注意深く検討すべきであることを助言というようなコメントが出ております。

我が国として、まずいわゆるプリオン病小委員会、これは農林水産省にあります、食料・農業・農村政策審議会の中の委員会でございますが、その先生方全員、皆さん方にお聞きして、こういうO I Eの科学委員会の評価についていかがかということで、まず、O I Eのステータス評価について、問題なかろうということ、そして、今、言ったようなコメントについても、やはり全面的に賛成するよというようなことをみんな先生方からお聞きして、そういうことも踏まえ、そして厚労省とも、リスク管理機関としても相談しながら最終的にはO I Eの総会で、すべての国がこのリスク評価について賛成し、私どもも同じように賛成したということでございます。

条件緩和に具体的なという新聞報道があるがということですが、今、具体的に協議について、政府としてどうするかということは、まだ考えを決めているところではありません。ただ、アメリカから、我が国に対して、条件緩和の協議をお願いしたいという文書が来ておりますので、これは横に厚労省さんもいらっしゃいますし、あるいは外務省さん、そういう政府関係省庁とで協議して、今後対応していくことにしたいと考えているところでございます。

○司会（中林参事官） どうもありがとうございました。どうぞ。

○参加者2 新宿区消費者団体連絡会会長の鍋島です。いつも、こういう会、リスクコミュニケーションにもいろんな会に出させていただいて、いろいろ意見も申し上げ、大分、いろいろと改善されているようで、それで、要望書も私たち単独でお出ししたりもしております。

いつも私たちは、もう少し建設的な意見を出しているんですけども、今おっしゃったコープさんなどの心配は、私たちも本当に心配しております。是非、それは、ちゃんとや

ってほしいんですけども、19 ページのところの牛ばら肉と牛タンのところの 20 か月以上の可能性があるというようなことが書いてございまして、私の知人もアメリカにいますけれども、牧場では、自然に生まれて死んでという状況で、飼料も、アメリカ向けの飼料と日本向けの飼料なんて全く分けてない。それで、結構アメリカの方々も、日本のオーガニックの松坂牛とか山形牛を比べていて、私も見てきたんですけども、本当に松坂牛が売り切れ、山形牛売り切れで、アメリカの人がどんどん買って行くわけですよ。そのくらいに信用していないんだよという話を聞きまして、是非、今後、視察にいらっしゃるときに、施設だけではなくて、牧場も見て、飼料も見てきていただきたい。それで報告すれば、また私たちも安心すると思うんです。こういうことだよということをしていただきたいというお願いです。よろしく申し上げます。

○司会（中林参事官） どうもありがとうございました。姫田さんの方で何かコメントございましたら。

○姫田動物衛生課長 今回のオーガニックというお話ありましたけれども、多分、我が国でまだオーガニックの牛肉というのはできていないと思っています。それから、松坂牛も残念ながらまだアメリカに輸出できていないのではないかなと思っています。

○参加者 2 山形牛です。

○姫田動物衛生課長 山形は出ているとは思いますが。

○参加者 2 何かそれが、アメリカには松坂牛はありません。

○姫田動物衛生課長 それは、多分、我が国の表示制度がアメリカまで届いていないせいだろうと思っています。残念ながら、松坂牛はまだ海外に出ておりません。

それで、いわゆる私ども、前回の去年の6月のときには現地調査ということで実際にフィールドロットとか、牧場とか、現地の配合飼料工場とかも見させていただいたところがございます。どうも、いろんな報道もございますが、我々、見させていただいた限りというか、私ども、見させていただいている限りにおいて、大きな問題があるというところは考えていないところがございます。また、おっしゃるように、いろいろな情報ルート、具体的にこういう意味での現地調査だけではなくて、あらゆる手段で海外に情報を入れられますので、そういうことも含めて、私ども、情報の収集してまいりたいと考えているところがございます。

○司会（中林参事官） よろしく申し上げます。次、そちらの男性の方。

○参加者 3 フォーラム平和・人権・環境という団体の事務局の市村と申します。先ほども、原さんの方からもあった話なのでありますけれども、1つは、今回、査察の結果によって、検証期間が終わったというようなことの中で、いわゆる全箱検査がこれで終わるんだというふうな新聞報道もありますし、今日の説明の中で、なぜかそこら辺がはっきり説明されていないんですが、今までの混載事例の違反などの発見というものが、これが全箱検査というものがある中で発見されてきたのではないだろうかと思っております。その全箱検査が終わった時点で、これまでのような違反事例が発見できるのかど

うかということの証明といえますか、裏づけをはっきりさせていただきたいと思います。

最近、韓国では、アメリカからの輸入につきまして、違反があったことにより全面停止ということになっていますが、これについて、どのようなことになっているか、情報がありませんでしたら、示していただきたいと思います。

先ほど出た話でありますけれども、やはり今のところ、アメリカにおいては、その飼料規制の問題、あるいはSRMの使用の問題として、全部焼却していなくて肉骨粉の方に回っているわけでありますけど、こういったものがあるうちについては、とても私どもとしては、アメリカからの輸入の全面解禁というようなものは望めないわけでありまして、日本政府もこれまで再三にわたりまして、アメリカの飼料の規制については、これからも注文をつけていくんだ、その是正を求めていくんだということを私ども何度も説明で聞かされておりますけれども、依然として、そこら辺が前進が見られないということにつきまして、日本政府としてどのように考えておられるかということについてお聞きしたいと思っております。

以上です。

○司会（中林参事官） どうもありがとうございました。3点ございましたけれども、最初の2つ、全箱確認の終了、韓国の現状はどうなっているかということにつきまして、厚生労働省の方からいかがでしょうか。

○道野輸入食品安全対策室長 済みません。全箱確認の終了の件でありますけれども、もともと、私どもの食品衛生法の輸入手続の中で、こういった特定の国の特定の品目について、一律に全部箱を開けて確認するというのは、今までやったことのなかったシステムなわけでありまして。米国側の対日輸出プログラムの検証ということで、昨年7月27日からスタートしたわけでありまして。

それは、やはり一定の期間ということ想定して当面ということで、スタートした措置でありまして、昨年7月以降、4件混載事例があったと説明にもございましたとおり、少なくとも、発生した施設については、原因が究明されて、再発防止措置はとられたという状況にあります。

もう一つとして、査察の前から、事例が発生した時点で、対日輸出施設全般についてもそういったことで管理を徹底してくれということを経済側から申し入れ、また今回の査察においても、特に4つの事例のうち3つが内臓ということがあって、更に現場で見ると、やはり内臓というのは手作業が多い部分があり、分業化が若干、部分肉に比べると遅れている部分がある。そういったことで、問題が発生していない施設も含めて、米側でまた今後も査察だとか、そういったことをチェックをしていくわけですが、米国政府としても、しっかりと査察の際にそういったところに焦点を当ててチェックをしてもらう。施設側においても、出荷時の確認ということについて更に徹底してもらう。そういったことを前提にして、全箱確認については終了したわけです。

今後の体制ということになるわけですが、まず、検査システムとしては、動物検

疫所と厚生労働省の検疫所の方、食品衛生法でチェックをやっている検疫所の方も、引き続き輸入時の検査は継続をします。

特に検疫所につきましては、その混載事例があったということで、内臓については問題を起こした施設だけではなくて、全施設について検査率を上げて、開梱率も上げて、検疫所の食品衛生監視員が箱を開けてチェックをするというような仕組みにしています。

部分肉については、アメリカ側の処理の現場でも、比較的その自動化といいますか、機械化も進んでいますし、管理も進んでいるということもありますので、輸入実績に応じて、具体的に言うと 100 トンまで、ずっと連続して問題がなければ 10 回に 1 回というような検査の頻度を下げていくという、そういった過去の検査実績とか輸入実績、違反の発生、不適格品の事例の発生状況を見て、それを基に合理的な検査をしていこうということで対応しております。

それだけではなくて、輸入業者の方については、今回、これまで輸入の条件として全箱確認を御協力いただいたわけですが、これは当然といえば当然のことですが、今後は、やはり輸出元に改めて対日輸出プログラムの遵守の確認ということをきちんとやっていただくということ。

あと、混載事例の多くは、4 事例中 3 事例については、その倉庫の搬入時にラベルで確認が可能な事例です。実際にチェックでき、見つかったのは 2 事例ですが、そういったことで、倉庫に搬入時のラベル確認を徹底してもらうということ。

当然、商取引の中で、国内流通段階での検品ということをやられるわけですが、そういったことの徹底。更に、そういった中で問題が確認された場合には、行政側に通報をしていただく。これについては、国内流通品のチェックをやっている都道府県にも事業者の方から通報があるかもしれませんよということで、その辺についても都道府県の方にも通知をしている。こういった形で、要するに輸入時での全箱確認という 1 点でやったことについて米側でも改善をしてもらう、輸入時点では、行政が、抽出ですが、検査をする、更に、輸入業者の方にも、しっかりと輸入時点ということではなくて、広くチェックをしていってもらうということで今後対応していきたいと考えております。

以上です。

○司会（中林参事官） どうもありがとうございました。もう一点、御質問がございました。飼料規制が十分行われていない中での全面解禁については反対するというような御意見があったわけですが、コメントございますか。どうぞ。

○沖田動物衛生課課長補佐 その前に 1 つ、韓国について最新の状況ということをお聞きしたいので、私の方から説明させていただきます。

その前に、今、道野室長が説明をされました、検疫での動物検疫所、厚生労働省の検疫所の検査の仕組みにつきましては、お手元資料の、参考資料の一番最後の方につけております。こういった形で検査を実施していくかということにつきましてはありますので、ご参考にごらんいただきたいと思います。

韓国につきましてですけれども、先ほど、御質問された方がおっしゃられたとおり、韓国にアメリカから輸出された牛肉が、もともと米国内向け、韓国輸出向けではなかったというものが混ざっていたということで、こういうものが入ってきたということで韓国の農林部の検疫をやっているところが、これはおかしいというので、その対象施設は4施設あったんですけれども、4施設だけではなくて、そういうのが混ざって本当に大丈夫かということで、一たん、輸入の手続を停止しました。

一たん手続は停止したのですが、その後、韓国政府からアメリカ政府に対して、事実確認の要請をしまして、アメリカ側からその回答が返ってきたということで、輸入を停止したのは、6月4日です。6月4日に全体、一たんとめますということを行ったんですけれども、その後、6月8日には、その対象となっている問題のものをつくった4施設以外についてはそれを解除するというので発表をしています。

引き続き、その4施設のことについては韓国側で、どういうことだったのかというのはアメリカ側に照会をしているものと承知していますが、日本としても、この情報の収集については引き続きやっていきたいと思っています。

○姫田動物衛生課長 御指摘のように、アメリカのいわゆる飼料規制について、特にSRMを飼料の枠から除くということ。そして、交叉汚染を防ぐというようなことについて申し入れているところでございます。アメリカも、現在、パブリック・コメントをしてということで、特定危険部位を飼料全体から外すということで、原案をつくって、今、検討してパブリック・コメントにかけたところでございますが、まだ、更に検討を進めているような状況だと聞いているところでございます。

先ほど、全箱確認の話で少し付け加えますと、やはり、いわゆるHACCPという考え方があります。よりいろんなポイントでしっかりとしたものを作っていく。その結果、最終的に検査そのものは抽出検査でやっていこうというのが、より効率的でかつ効果的な検査方法でございます。

ですから、そういう意味でアメリカ、今回のシステム的にも問題なかったということ。それでも例えば、混載事例20ページのところに、タイソン社レキシントン工場というのがありますけれども、やはりヒューマンエラーというのは、絶対皆無ではないと考えておりますので、そういうものを行う従業員の再トレーニングをしてもらうということだけではなくて、スキャナーのシステム変更、これは以前はエラーが起こったときに担当の人間がリセットできたのが、すぐには解除できず、機械的にも効かなくなってしまうというようなことで、人間の手によらないでシステム的にやってしまう。

更に、人間は信じないできちっと機械でシステム的に行う一方では、確認に当たる検査員を2人を3人にして、確認に対する強化をする。人間をもう一度信用して強化する。そういうようなことで、システム的に強化されている。そういうことが全体として、確認されたということも含めて、今回の査察で確認されたということを含めてやっていく。

もう一方で、全箱確認というのは、今日、業者の方いらっしゃるものでちょっと失礼です

けれども、業者の方々が自らやっておられた確認検査でございます。必ずしも、慣れておられるかおられないかわからない方だったかもしれません。そういう方が、今後は抽出検査になりますけれども、いわゆる先ほど道野室長が言ったように、余り今まで出荷したことのないような工場を重点的にやって、そして厚生労働省の検疫所と農林水産省の動物検疫所、検査が本職でございますので、そういう人たちが重点的にやっていくということで、その検査の精度を上げていこうということで、トータルとして、いわゆる今までの全箱確認と遜色ない、むしろしっかりとできるようなシステムにいこうということが今回の変更点だと考えていただきたいと思っております。

○司会（中林参事官） どうもありがとうございました。今日はいろんな立場の方がいらっしゃっていますけれども、どうぞ。

○参加者 4 食の安全・監視市民委員会の三宅と申します。一番最初に、O I Eの総会の件で、姫田さんがおっしゃった日本のプリオン専門委員会でも、科学委員会のコメントを支持していた、賛成した、それにもかかわらず総会で、ほかの国が賛成したから日本も賛成。これはやはりおかしいと思うんです。これはそういう態度というのは大変おかしいのではないかと思います。

それから、1つ質問ですが、資料の21ページ、42枚目のスライドですが、タイソン社のレキシントン工場に関し、日本側から認定リストから除外するように要請したのに対して、アメリカはこういうことで除外しないということで受け入れたということになるんだと思うんですが、認定リストから除外するように要請したのはなぜかということと、そしてアメリカの回答をそのまま受け入れたのか。どうして、これを認定施設として認めたのかということをお聞きしたいと思います。

○司会（中林参事官） どうもありがとうございます。O I Eの方はそれは御意見ということで拝聴させていただきます。

○姫田動物衛生課長 ちょっといいですか。

○司会（中林参事官） どうぞ。

○姫田動物衛生課長 ちょっと誤解があるといけませんので、私が申し上げたのは、プリオン専門調査会ではなくて、プリオン病小委員会というような農水省の方の組織でございます。その先生方、皆さんに確認して、そういう意味での科学的な裏づけもとって、皆さん御賛成ということで、それで厚労省と協議の上、賛成したということです。

ただ、ほかのO I Eの全参加国も反対、棄権なく全員賛成だったということを実事関係としてお伝えただけでございます。

○司会（中林参事官） それでは、どうぞ。

○道野輸入食品安全対策室長 御指摘あった、42番目のスライドのタイソン社のレキシントン工場の点でありますけれども、混載事例が4件あって、これは2事例目です。1事例目は、胸腺の混載だったわけですがけれども、月齢条件に違反しているわけではなかった、

S R Mでもなかったということで、言ってみれば、対日輸出基準に違反した事例ではなかったわけです。

ところが、このタイソン社のレキシントン工場から輸出された2件目の混載事例というのは、20か月齢以下ということが検証できない、そういうばら肉がたしか2箱入っていたという件でありまして、対日輸出条件違反をしたということですので、米国側のルールというのは、リストから除外ができるというようなルールがあるので、日本側としては、基準違反ということだけをもって、除外するべきではないのですかということで、米側に要請をしたわけです。

米国側の回答は、こう簡単に書いていますけれども、日本でもそうですけれども、例えば、営業許可の取り消しとか、営業禁止措置とか停止、10日間の禁止措置とか、勿論、法律に違反した場合の改善のための必要な期間ということで、禁止したり停止したり、改善の見込みのないものは取り消したりということをやっている、行政処分をやっているわけですが、米側からも実は同じような回答が返ってきたわけです。

そういう食品安全の基本原則に反するという重要な、重大なそういう違反をやった場合というのは、勿論、米国国内法でも、恐らく処分があるということでこう書いてあるんだと思いますし、もう一つは、やはり対日輸出プログラムの認定要件ということで、例えば、施設側に改善の意思があり、なおかつ改善が見込めるような場合にということが多分、向こう側は言っているんだと思いますけれども、そういう場合には該当しない。

逆に言うと、どうしようもないようなところは、当然、除外しますよ。日本でいえば営業の取り消し処分しますよということで、そういったことで、米側からは、大体日本と同じようなそういう運用をしているということは確認できたわけですので、除外するべきという必要はないんだろうと判断したわけです。

○司会（中林参事官） どうもありがとうございました。そちらの方、どうぞ。

○参加者5 資料の7ページ、の指摘事項がなかった22件以外のものの情報について、どうなっているかということが1点。

先ほどのヒューマンエラーの関係でお答えをいただいたんですけども、私もコンピュータSE業を十数年やっているものですから、確かに、コンピュータプログラムミスというのは、発見されてからのミスの訂正だけではなくて、そういったものを別の言葉で言えば、4件にとらわれずに、何かもう少し、ばっちりプログラムの方の検討をお願いしたいと思います。

一度作ったプログラムは、それは完全ではないですから、しょっちゅう私なども痛い思いをしていたんですけども、先ほど水際のところで、今お話ししたエラーの関係を御説明しようと思ったんですけども、確かに、人手を介するものですから、その点だけは2人を3人にしたからいいんだということで安易にとられないでいただきたいと思っています。

くどくなりますけれども、次の19ページ、先ほど女性の方がお話しなさっていましたけ

れども、見ますと、衛生証明書に記載なし。衛生証明書に記載のないものが、なぜこういうことになっているのかということ、何のための衛生証明書なのか。小学校の1年生ではないんだぞということをアメリカに言ってやりたいぐらいな気持ちです。

20 ページ。これが、先ほど言いましたヒューマンエラーの関係です。これはちょっとダブリましたのでやめます。

○司会（中林参事官） 手短にお願いします。

○参加者5 はい。あと1点が、25 ページの下の方です。指導内容の例というお話ですが、そのところに、「国内流通段階での検品の徹底」。この「徹底」という日本語ですが、そのところの徹底というのは、100 %徹底なのかどうなのか。その辺が、先ほど、抽出の関係が出ていましたけれども、抽出率はどうかといったときに、信頼性のある。特に農水省がやっているものと、厚生省がやっている品物は違いますから、その辺のところの抽出率と信頼性との関係です。

以上です。

○司会（中林参事官） どうもありがとうございました。幾つか御指摘ございましたけれども、厚生労働省の方でいかがでございましょうか。22 件以外のものであるとか、あとはヒューマンエラー、水際の話、抽出の話等だと思いますが、どうぞ。

○道野輸入食品安全対策室長 まず、問題のあった6 件ですけれども、内容としては、5 件が、例えば、対日輸出が可能ですという製品リストに載っている製品と、現場で処理手順がマニュアルで定められているわけですけれども、それとの整合性の問題、それがうまく整合していなかった。

例えば、企業によって違うんですけれども、最近は月齢確認牛がかなり増えてきて、そちら中心にやっているところと、やはりA40 だけでやっているところ。だけども、プログラムとしては、両方ができるようになっているというようなことで、実際には、例えば、A40 ばかりやっているところは、余り月齢確認でやらないので、そちらの方の手順が抜けていたりとか、そういうことで、ある意味文書的な問題、文書といいますかマニュアルの不備とか、そういったものが5 件です。

1 件は、例の混載の防止措置として、ある企業では、あらかじめ対日輸出向けのラベルを貼った空箱を用意しておいて使うということを過去にしているそれが原因だったので、そういうことをしないとやっているところがある。そういったところで、あらかじめ張ったものがあつた。ただ、それは現場で施設側の人間が見つけて対処した。そういうような事例がその1 で、それが6 事例です。

ヒューマンエラーの問題というのは、我々がこうやって、まず行政側としてはこうしています。事業者側にはこういうふうな要求をしています。アメリカ側に要請しています。アメリカ側でこういうことをやっていますということは、みんなそういった基準を守るために幾つかのハードルを設けていて、基準違反のもの、勿論、不適合品、そういったものが、要するに、最終的に流通し、消費者に渡ることの確率も限りなく低くしようというこ

とでやっている。それぞれの段階で可能な措置をとっていき、また問題があれば、そこを強化して確率を下げていきましようという活動ですので、どれをもってということはなかなか難しいわけですが、そういったハードルをたくさんといますか、有効なハードルを複数設けることによって、対処している。品質管理も多分、同じだと思うんですけども、そういう考え方でやっているわけです。

ですから、その抽出率に関しても、基本的には一定のAQLといいました acceptable quality levelということを設定をして、実際に現場で対処可能な現実的な箱の数をあけていくというような作業になるわけですし、そういった意味で、品質管理という観点も含めて、そういった理論的に、統計学的に一定のそういう違反率が見つかるようなサンプリングの手法を採用してやっています。決してそれ以下だったら、それが許容量というわけではないですけども、やはり現実的にどの程度やれるかということも考慮しながらやっているというのが実際のところですよ。

○司会（中林参事官） 姫田課長の方から何か補足がございましたら、お願いします。

○姫田動物衛生課長 特にありませんけれども、今の最初の6事例なんですけれども、具体的にはお手元の参考資料1に現地査察結果というのがありまして、細かいのでこの暗い中ではあれなので、後で見ていただいたらいいかと思うんですけども、後ろに対日プログラムの実施状況ということで、実際に使ったチェックリストそのものを見やすくしてとりまとめたものでございますけれども、これに施設1～2、施設の個人名は出せないんですけども、そういう施設番号を付けて、例えば1ページめくっていただきますと、施設10のところチェックが付いていて「小腸、胃、肝臓その他の内臓は対日輸出品とそれ以外の分別管理が適切に行われているか」というところがあって、そこにチェックが付いていて、問題点として次の次のページで、総括として「指摘事項」というのがございまして「①肝臓の箱詰め工程において舌のラベルが貼付された箱の使用が施設側により認められ、問題の箱は直ちに取除かれた」というのがあります。

その上の方には、施設2とか6にチェックが付いていて、2は実際に対日輸出は行われておらず、その予定もない。内臓が的確にリストに掲載されており云々というのがありまして、そういうふうに具体的にどの施設で、どのチェックがあったということを、皆さん方のお手元にお届けしているところでございますので、またそれ以上のことがあれば、我々に後で聞いていただければと思います。

○司会（中林参事官） どうぞ。

○道野輸入食品安全対策室長 それから、答弁漏れがありまして、事業者の方々に国内輸出段階での検品の徹底ということで、勿論、商取引上、間違いがあってはいけないということで、通常、検品自体はやっていらっしゃるだろうと思いますけれども、そういったことをレベルを上げてやってほしいというのが徹底という意味であります。

○沖田動物衛生課課長補佐

それから、衛生証明書に載っていなかったという意味を、どう解釈するかということであ

りますけれども、要するに日本から輸出する場合も、アメリカから輸出する場合も、政府が発行する衛生証明書を付ける手続はおおむね同じなわけですけれども、輸出者からの申請に基づいて、例えばどういった品目を、どれだけの重量輸出するかということで申請があって、それをチェックして、問題がなければ衛生証明書を発行する。そういうプロセスがあるわけです。

今回の混載事例ということで、輸出者サイドも意図して輸出するものではなかった。したがって、その申請の中にも入っていない。要は、施設側も証明書を発行した農務省側も、対日輸出可能なものということで取り扱ったわけではなくて、それはあくまで現場の職員のミスであったり、原因は割と個別的なものであるわけですけれども、そういった原因で日本に混載されて来てしまったということであって、例えば対日輸出プログラムなり輸出基準を農務省が理解してなかったとか、施設側のマネジメントに当たっている人が理解していなかったとか、そういったケースではないだろうという意味で、衛生証明書への記載、要するに正規の手続を経て、輸出された貨物の中に混載されてきたものだということが、そういうことで確認ができるという説明で、勿論そういうものがないにこしたことはないわけですけれども、そういう状況のものだったということを御説明するために書いたものであります。

○司会（中林参事官） どうもありがとうございました。

そのほか、どうぞ。

○参加者6 先ほどから4件の混載について、重ねて質問があったり、意見が述べられまして、それに対して説明も繰り返されているんですけれども、それを伺っても、やはり消費者としては不安なり懸念というものを、なかなかぬぐい去ることができないということ意見を意見として申し上げておきたいと思えます。

原因究明、あるいは再発防止の措置が実施されているということですが、アメリカのやることが過去の事例で考えても、いささかずさんな面があるという考え方をぬぐい去ることができないものですから、この4件と同じようなことはなくなるかもしれないけれども、また似たようなことが起きるのではないかという懸念が非常に強いということを申し上げておきたいと思えます。

月齢確認のA40というお話が何回が出ておりますけれども、私どもはA40を採用したときに、これは本当に大丈夫なのかという懸念を持っておりました。そしてあの報告をまとめましたときに、ちょっと文章は正確に覚えておりませんが、このデータを残して、あとフォローするなり確認をしなければいけないということを付記されておりましたけれども、いつ生まれたかわからないものをどうやって確認するんですかということ、今まで何回か質問して、正確なお答えが返ってこないんですけれども、このA40を取り上げて、A40を使っているということでもう月齢は確認されていることになっていると思えますけれども、その辺の回答をいただきたいと思えます。

以上です。

○司会（中林参事官） わかりました。まず、混載事例の4件の不安、また起こるのではないかということ。

それから、A40の確認の話でございますけれども、少し技術的な話になるかもしれませんが、姫田課長の方で、何かコメントがございましたらお願いします。

○姫田動物衛生課長 まず、今、混載事例の不安ということですが、それは先ほども申し上げたように、今回も査察に行き、システム的なものを見させていただいて、場合によっては指摘をさせていただいております。ほとんど4件とも出荷段階でのミスだったものですから、出荷段階についてシステム的にも改善していただくなり、そしてAMSにも出荷段階でのチェックをしっかりとやっていただくようにということを要請したりしてきております。

また、今後とも厚労省と一緒に査察に行くということもしていくことにしているところでございます。

ですから、そういう意味では絶対に起こらないと言われると、リスクゼロということはありませんので、当然言えませんけれども、できる限りそういうことが起こらないようにリスクを下げていくということは、リスク管理機関で進めてまいるとともに、別にアメリカは悪いことをしようと思っているわけではないので、アメリカもUSDAの方も、そういうことでリスクを下げていくということに努めてくれているわけでございますので、それぞれ向こうも独自の査察をやるわけなので、その査察の中でもよりリスクが下がっていくと考えているところでございます。

A40につきましては、おっしゃるようにフォローアップをやるんだということで、今、アメリカでやっているという報告は受けておりまして、最終的にデータをくださいということで、今、止まっているところで、和田さんのおっしゃることについて、我々も同じことを申し上げているところでございます。

要するに、A40で出してしまうと月齢がわからないので、月齢がわかっているものをわざわざA40と格づけしてもらおうということで、具体的にやってもらっているところでございます。まだデータが来ておりませんので、少しお時間をいただきたいと思います。

○沖田動物衛生課課長補佐 少し補足をさせていただきます。フォローアップ調査、今、姫田課長から御説明しましたとおり、本来、今の輸出条件であれば、枝肉の生理学的成熟度か書類、あるいは出生証明みたいなもので月齢を確認して、20か月以下というふうなものは条件に合っているということで日本に輸出されているんですが、そのA40についてフォローアップが必要というのが月齢判別検討会というところでの結論の付帯事項のような形で付いていました。

それにつきましては、月齢がわかって判別をやってみるということをきちっとフォローアップの調査をやるということだったんですが、御存じのとおり18年1月に脊柱事案があって、そこで日本向けの出荷が一旦7月まで止まってしまったわけで、出荷が再開したらそのデータを集めるということをアメリカ側も言っていたのが、そこで止まってしまった

ということがありましてので、そのデータがなかなか集まらなかったところがあるんですが、もう去年の7月27日には再開したわけですから、その後、日本向けも出荷できて、データも集められるだろうということで、我々もこのフォローアップが早くできるようにということを要請しているところです。アメリカからきちっとした報告が来次第、またこれについてはきちっと我々も検証し、情報提供もやっていきたいと考えております。

○司会（中林参事官） それでは、よろしくお願いたします。

あと少しになってまいりましたけれども、もう一人か二人、どうぞ。

○参加者7 千葉科学研究会の本間と申します。抜き打ち検査が8回行われたということなんですけれども、1回に何施設ぐらい行われたかということ。あとこの8回で全施設行ったのかということ。これはアメリカには非常に失礼なんですけれども、本当に抜き打ちになっているのか。それをお尋ねしたいと思います。

○司会（中林参事官） これはどちらの方で、今、データをお持ちですか。

○沖田動物衛生課課長補佐 それでは、抜き打ちの今の御質問にお答えさせていただきます。8回というのは、アメリカ側は1回が1施設と考えてください。ですから、8施設と御理解いただきたいと思います。

抜き打ちのやり方なんですけれども、アメリカ側に説明を求めましたところ、その施設に対しては当日の朝に通知をして行くという形を取っているということです。それが、どのぐらい抜き打ちかと言われると、当日の朝に連絡して行くという形なので、我々としては十分な抜き打ちという形になっていると考えています。

○司会（中林参事官） それでは、もうお一方だけ、どうぞ。

○参加者8 フロンティア食品技術研究所の柁島と申します。先ほどから皆さんから意見がいろいろ出ていて、私の方も悶々として聞いていたんですけれども、どうしても皆さんの注目の部分が抑止力の部分ではないかと思うんです。

先ほどから、どうも性善説に立って、アメリカ側もそういうことをやろうとしてないのではないとか、そういう意見が政府の方から出ている。そういう中で、消費者側はどうも疑わしい、何か納得がいけないという中で、1つお伺いしたいのは、ペナルティーのようなもの、例えば今後こういった違反事例が起きましたと。そうしたときに、アメリカ側にこういうことをしてください。先ほど要請しましたけれども、はねられました。納得した上で受け入れましたと言いましたけれども、そういったことに対しては、例えばポイント制で免許のように、ある程度相手に対して警告文を出して、イエローカードを出すような、そういったペナルティーシステム、もしくは日本の輸入業者の方にも、そういったところから輸入したということに対してのペナルティーシステム、ある意味今回の牛肉コロッケに豚肉を混ぜてみたり、そういう故意にやる業者が今後ないとは限らない、そういうものに対して、どれだけのペナルティーシステムを今後構築していくかといったことを、ある程度検討する必要があるのではないかと感じて、先ほどから皆さんの意見を聞いていたんですが、そういったところはある程度皆さんの中で検討されておるのでしょ

うか。その辺をお伺いしたいと思います。

○司会（中林参事官） どうもありがとうございます。

どうぞ。

○道野輸入食品安全対策室長 今後に関しても、不適格品なりの問題が発生した場合は、事案に応じて措置をするというふうに、説明の方でも言っていると思うんですけども、現実には、例えば今おっしゃった問題が起きたときのペナルティーという言葉がいいのかどうかというのはあるんですけども、例えば最初の脊柱の付いた子牛肉が入ってきたときは、再開直後であると。それから、事案としてもSRMということで全面的にストップしたということが、実例としてもあります。

それから、これまで起きた4つの事案についても、見つかった段階で当該施設から来る製品については、全部手をストップする。長い施設については、3か月ぐらいストップ、検証期間ということもあって日本側が確認するまでは、実際的に貨物を全部ストップしてしまうということで、そこはかなり厳しい対処をしてきているというふうに、私どもは考えています。

輸入者に対してですけれども、食品衛生法で、やはり行政処分ということも可能です。平成15年の法改正のときに輸入業者に対する行政処分ということをも可能にしたわけでありまして、米国产牛肉の例ではありませんが、衛生管理のチェックシステムなり検証システムができていないで違反を繰り返した場合には、営業の停止処分ということで実例もございます。これは別に米国产牛肉が除外されるわけでもないですし、特化してかけるものでもないですけれども、それは食品衛生法に基づく輸入食品の取り締まりの一環として、これは今後とも適用については検討していくことになると思います。

○司会（中林参事官） もし補足がございましたら、どうぞ。

○姫田動物衛生課長 要するに、性善説に立っているというのは、行政というのは基本的に性善説なので、もしそうでなければ、例えば具体的にアメリカの場合でも輸出プログラム違反に対する罰則というのは、プログラムに参加する際に虚偽の申請があった場合は5年以下の懲役もしくは1万ドル以下の罰金、そしてプログラムの実施に当たって違反があった場合ということで、改善措置、輸出資格の停止・取り消し、製品の回収等の制裁を課せられるということで、それはアメリカの国内法で当然問題があるわけなので、それはそれでやられる。

一方で、私どもの性善説の中で、先ほどから輸入の停止とか、そういうことをやっているわけなので、あるいはそういう意味での、いわゆる行政的な処分とまではいかないまでも、対応をさせていただいているということで、性悪説の場合は当然法律違反になるわけで、それなりの行政処分なり罰則が、当然アメリカとしてもある。我が国の行政に対して、そういう形になるということでございます。

もう一方で、今回の輸入業者名の公表ということで、今回このペーパーからは落ちていきますけれども、いわゆる共同声明の中でも、今までは日本の輸入業者名というのは、厚生

労働省のホームページだけに載せてありましたけれども、こういう4事例のようなものがあつた場合は、国内の業者さん名も公表させていただくということで、それも1つの輸入者名の公表を行うということで、今回の日米共同声明の中の後ろの方に、日米共同記者発表の中の6ページの下の方に書いてございますけれども、そういうこともさせていただこうということをしている次第でございます。

○司会（中林参事官） どうもありがとうございました。恐らくまだまだ御質問あるいは御意見等があるかと思えますけれども、もう若干時間が過ぎてございます。本日は、さまざまな御意見をちょうだいしたわけございまして、その点につきまして感謝申し上げます。

以上をもちまして「米国産牛肉輸出認定施設の現地査察結果についての説明会」を閉会いたしたいと思えます。

長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。

なお、お帰りの際でございますけれども、アンケートを回収したいと思っておりますので、是非御協力をよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。